

知的財産関連ニュース報道(韓国版)

<2013年10月>

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
韓国弁理士 金 成鎬

10月には、特許侵害による損害賠償額の算定のために、特許侵害者に証拠提出を強制させる法案の立法が進んでいることが明らかになった。

2日付電子新聞によると、韓国国会の「大韓民国特許ハブ国家推進委員会」は、現実的な損害賠償額の算定のため、特許侵害者が証拠資料を提出する強制条項を設ける立法改正活動を推進中である。韓国の現行特許法によると、「裁判所は、侵害行為による損害の計算をするのに必要な書類の提出を命ずることができる(132条)」と明示されている。しかし、書類所持者は、提出を拒否する正当な理由がある時は命令を拒否することができ、強制性がないのが実情である。米国では、特許侵害訴訟に関連するすべての情報を裁判所に提出する「ディスカバリー」のほか、特許権者の権利を保護するための証拠提出を強制している。米国の裁判所では、特許権者が特定の金額を損害賠償額として主張する場合、侵害者が証拠資料を提出しなければ、特許権者の主張を事実と認めている。しかし、韓国の最高裁判所の判例によると、侵害者が証拠を提出しなくとも、特許権者が主張する内容を事実として認めていない。特許侵害者が証拠提出をする義務がなく、現実的な損害賠償額の算定が困難であるというのが業界の指摘だ。業界では、損害賠償額が途方もなく少なく、訴訟で勝っても弁護士費用を支払うことができないという不満を吐露している。推進委員会の立法活動は、特許法132条の改正に焦点が当てられる見通しだ。推進委員会の副会長は、「米国のように、特許権者が主張する事実について侵害者が証拠資料の提出に応じない場合、特許権者の主張を認める旨の特別規定を設けることができるだろう」と予想した。

訴訟の進捗状況に関する記事があった。

4日付イートウデイによると、3日、ソウル高裁によると、アップルがサムスン電子を相手に起こした特許訴訟で事実上敗訴した後、控訴してから4日で1年になる。昨年8月、ソウル中央地裁は、アップルがサムスンの通信技術の特許2件を、サムスンはアップルのバウンスバック特許をそれぞれ侵害したとそれぞれの判決を下したことがある。双方は、控訴後、すぐに控訴理由書と準備書面等の記録を提出したが、事件を担当した民事4部は、これまで弁論準備期日さえも開かなかった。4月以降には、書面による提出も行われたことがない。裁判がこのように遅々として進まないのは、訴訟当事者であるサムスンとアップルはもちろん、裁判部も訴訟の進行に積極的ではないからである。サムスンとアップルは、韓国国内だけでなく世界各地で特許訴訟を繰り広げている。両社が最も神経を尖らせたのは、米国国際貿易委員会(ITC)の判定である。韓国での控訴審の場合、ギャラクシーS2やiPhone4などの旧型の機種に関しており、すでに新製品を発売したサムスンとアップルとしては、今回の訴訟に力を注ぐ理由がない。裁判所も弁護進行を急いではいるとい伝えられる。民事訴訟法199条によると、控訴審判決は、記録を受け取った日から5ヶ月以内に宣告すると規定されている。しかし、これは事実上強制力のない任意規定で、守られていない場合のほうがはるかに多く、控訴審判決がいつ出るかは分からぬ。

《訴訟関係》

- ▲27日、外信によれば、E U競争担当執行委員は、サムスン電子がアップルとの特許紛争に関連したヨーロッパ連合執行委員会の反独占法違反嫌疑の調査に対し、長い論議の末にサムスンがE Uの憂慮を解決する一連の改善策をE Uに公式に提出したとし、今後この改善策の市場影響を評価すると明らかにした。(1日 世界)
- ▲3日、ソウル高裁によると、アップルがサムスン電子を相手に起こした特許訴訟で事実上敗訴した後、控訴してから4日で1年になる。昨年8月、ソウル中央地裁は、アップルがサムスンの通信技術の特許2件を、サムスンはアップルのバウンスバック特許をそれぞれ侵害したとそれぞれの判決を下したことがある。双方は、控訴後、すぐに控訴理由書と準備書面等の記録を提出したが、事件を担当した民事4部は、これまで弁論準備期日さえも開かなかった。4月以降には、書面による提出も行われたことがない。裁判がこのように遅々として進まないのは、訴訟当事者であるサムスンとアップルはもちろん、裁判部も訴訟の進行に積極的ではないからである。(4日 イト)
- ▲オバマ米大統領が8日（現地時間）、サムスン電子の旧型のスマートフォンの輸入禁止を最終決定したことについて、サムスン電子側は「市場競争と消費者の選択を制限する措置」とし、「ITCの判定に抗告する方案を検討中」と明らかにした。韓国政府も公式に遺憾の意を表明した。韓国産業通商省は9日、報道資料を出して「サムスンとアップルが世界的に競争する状況で、相互間の特許侵害で米国政府が異なる決定をして残念」と述べた。(10日 東亜)
- ▲17日の外信によれば、サムスン電子はヨーロッパ連合を相手にモバイル製品の必須標準特許（SEPs）訴訟を今後5年間猶予するという提案を手渡した。特許ライセンス契約に合意する会社に対してサムスン側が5年間必須標準特許侵害訴訟を提起しないという約束が今回の提案の骨子であって、E U側はサムスン側の立場を知らせ、今後1ヶ月間利害当事者を相手に、この提案を受け取るのかどうかを調査する予定。(18日 毎経)

《立 法》

- ▲韓国国会の「大韓民国特許ハブ国家推進委員会」は、現実的な損害賠償額の算定のため、特許侵害者が証拠資料を提出する強制条項を設ける立法改正活動を推進中である。(2日 電子)

《行 政》

- ▲韓国特許庁は、「産業財産権情報提供手数料告示」を改正して30日から施行すると明らかにした。今回改正された内容は、①個人・中小企業割引率拡大、②過去年度情報追加割引、③新規商品5種追加、△加工商品価格現実化など。(1日 デジ)
- ▲韓国特許庁は韓国国際協力団（KOICA）とアフリカ地域知識財産権機構であるアリポ（ARIPO）の特許情報システム現代化のための着手報告会をジンバブエの首都ハラレで開催したと9日明らかにした。(10日 フア)
- ▲韓国公正取引委員会は10日、過度な特許使用料の支給要求を知識財産権乱用行為として規制する方案を検討していると明らかにした。現行公正取引法でも知的財産権乱用行為を処罰するのは可能だが、具体的な基準がないために、未だにパテント・トロールが処罰を受けた事例はなく、公正委はこれに伴い内部基準である「知識財産権の不当な行使に対する審査指針」を補完する方針。(11日 韓経)
- ▲韓国政府予算が投入された国内知識財産専門企業である「インテレクチュアル・ディスカバリー（ID）」が国会に提出した資料によれば、先月までIDが特許ライセンシング（技術料）で稼いだ収益は10億ウォンに過ぎないことが確認された。(14日 電子)

▲韓国特許庁が国会に提出した「特許審査支援予算の現況と特許出願件数の現況」資料を分析した結果、先進10ヶ国の中でも韓国は、人口数に比べて知財権創出は1位だが、特許1件当たりの生産額は700万ドルで最下位、特許1件当たりの付加価値は300万ドルでやはり世界最下位水準。また、特許が実際の技術契約につながる件数は年平均12.5%減少していると集計された。(17日 ニュ)

《その他》

▲30日、グローバル・ブランド・コンサルティング会社のインターブランドによれば、サムスンのグローバル・ブランド価値は396億ドル(約42兆7680億ウォン)と調査されたが、これは昨年に比べて20%増加した数値で、世界8位を記録した。(1日 東亜)

▲2日、韓国の金融投資協会によると、2009年以降、現在基準で19件の排他的使用権が付与された。韓国投資証券が4件で最も多く、サムスン証券が2件の排他的使用権を獲得した。同期間B M特許は、わずか4件に過ぎない。第1金融機関である銀行から一年間50余件以上のB M特許登録件数と比較すると侘しいかぎりだ。(4日 ア経)

▲8日、トムソンロイターが発表した2013年世界100大革新企業名簿によれば、韓国企業はサムスン電子、LG電子、LS産電など3ヶ所に過ぎなかつたが、日本はキャノン、富士フィルムなど28ヶ所。このように、韓国の革新企業が日本より非常に少ないので、特許競争力の側面でまだ日本に追いつけないと専門家たちは指摘する。(8日 毎経)

▲韓国のグァンゲト研究所によれば、インテレクチュアル・ベンチャーズ(IV)は2010年から先月まで63の企業をM&Aし、その結果として3491件の特許を確保した。この中には特許を100余個以上保有したN P E企業も9社が含まれていることが明らかになった。(23日 電子)

▲韓国電子通信研究院(ETRI)が韓国国会に提出した資料によれば、ETRIは2007年から最近まで米国内の特許訴訟を通して確保された収入は790億ウォンだが、訴訟を引き受けた会社であるS P Hが受任料263億ウォンを持っていき、税金と各種付加費用として264億ウォンが支出された。(23日 京郷)

※媒体の正式名称(発行社)。

朝鮮:朝鮮日報(朝鮮日報社)、東亜:東亜日報(東亜日報社)、中央:中央日報(中央日報社)、韓国:韓国日報(韓国日報社)、国民:国民日報(国民日報社)、世界:世界日報(世界日報社)、文化:文化日報(文化日報社)、明日:明日新聞(明日新聞社)、ソ新:ソウル新聞(ソウル新聞社)、ソ経:ソウル経済新聞(ソウル経済新聞社)、ヘ経:ヘラルド経済(ヘラルド社)、ア経:アジア経済新聞(アジア・メディア・グループ)、毎経:毎日経済(毎日経済新聞社)、韓経:韓国経済新聞(韓国経済新聞社)、電子:電子新聞(電子新聞社)、デジ:デジタルタイムス(文化日報社)、ファ:ファイナンシャルニュース(ファイナンシャルニュース新聞社)、朝ビ:朝鮮ビズ(朝鮮経済社)、ニュ:ニュース(ニュース社)、ニュ1:ニュース1(ニュース1社)、イー:イーデイリー(イーデイリー社)、イト:イトウデイ(イトウデイ社)、マネ:マネートウディ(マネートウディ社)、アイ:アイニュース24(アイニュース24社)、京郷:京郷新聞(京郷新聞社)